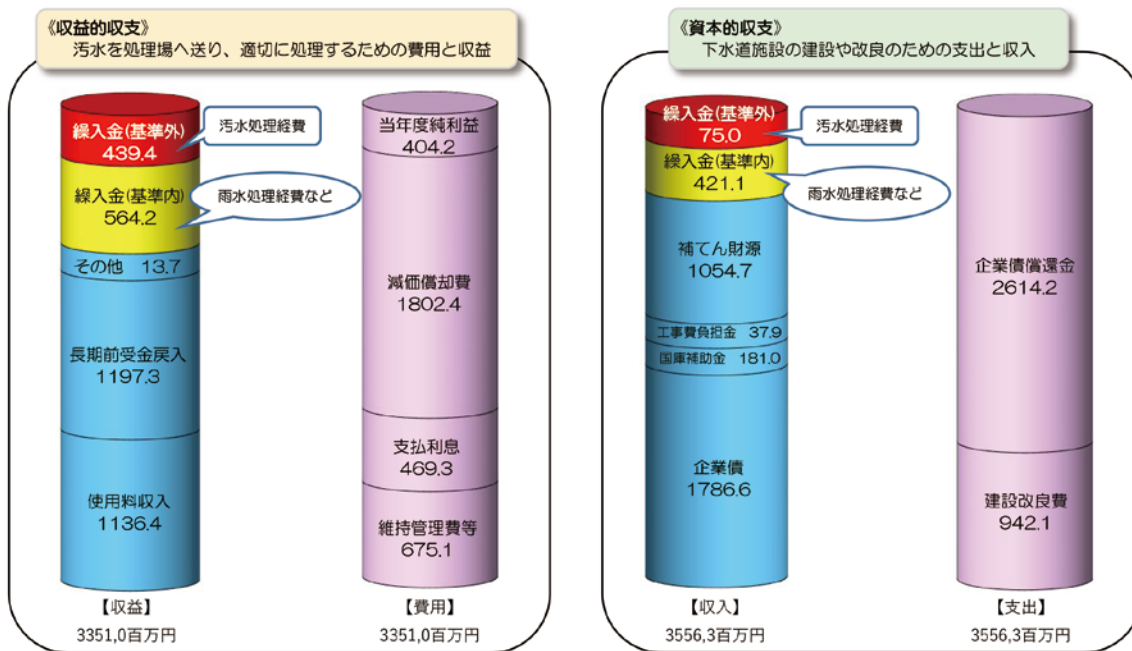


【公共下水道からのお知らせ】

生活環境の改善や都市の健全発展を目的として下水道事業を推進し、供用開始から30年以上経過しました。公営企業の経営にあっては独立採算制に基づいており、汚水処理に係る経費は下水道使用料にて賄うことが、下水道事業会計において原則とされています。

しかし、現在の使用料では赤字となり、教育・生活に関連する一般会計から、基準外繰入金約5億円を補てんしています。

このような状況のなか、下水道における維持管理などの経費を節減するなど、経営健全化に取り組んでまいります。



※「繰入金」とは、一般会計から下水道事業の運営のために繰り入れられる財源のことをいう。

「基準内繰入金」とは、雨水処理に要する経費など、公費で賄うべき繰入金のこと。

「基準外繰入金」とは、基準内繰入金以外の赤字補てんする繰入金のこと。

【問合せ】
下水道総務課

【水道局からのお願い】 引越しをされるときはお早めにご連絡を！

・水道の使用を中止されるとき

引越しにより水道の使用を中止されるときは、料金の精算に伺いますので引越しの2～3日前までには必ずご連絡ください。ご連絡がない場合は、引き続いて料金がかかりますのでご注意ください。

・新たに水道を使用されるとき

水道を使用される2～3日前までには、必ず使用開始のご連絡をお願いします。

*お支払いは便利な口座振替を

水道局指定の金融機関もしくは郵便局で、預金通帳とお届けの印鑑を持参の上、直接手続きをしてください。

【問合せ】

水道料金お客様センター ☎ 957-7770(直通)

○取扱時間:平日9:00～17:30

土・日9:00～17:00

※祝日および年末年始(12月29日～1月3日)は休業といたします。

水道局 ☎ 958-1111(代表) 水道料金お客様センター(内線5021～5024)